

平成 30 年度事業計画

○定款第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、次の事業を行う。

1. 柔道整復学の研究並びに普及啓発に関する事業

- (1) 柔道整復学の内容の整備充実を図り、学術の研究と振興に努める。
- (2) 滋賀県柔道整復学術大会並びに学術講演会を開催する。
- (3) 公益社団法人日本柔道整復師会第 43 回近畿学術大会兵庫大会（「神戸芸術センター」で開催）に参加協力する。また、その他の学術講演会および研修会に参加協力する。
- (4) 第 27 回日本柔道整復接骨医学会に参加する。
- (5) 学術講演会の情報について広報誌、DM、ホームページを通じて公開を行い広く参加を要請する。
- (6) 学術資料と情報の収集を行う。
- (7) 各部、委員会の活性化に努め組織の強化を図る。
- (8) 「滋賀柔整ニュース」（年 4 回）を発行する。
- (9) 本会広報誌「湖国柔整」第 42 号を発刊する。
- (10) 各地域で開催の学術講演会並びに研修会等を開催する。

2. 柔道整復師の資質向上及び指導、養成に関する事業

- (1) 文化講演会を開催する。
- (2) 研修会を開催し資質の向上を図る。
- (3) 生涯学習の充実を図る。
- (4) 学生の柔道整復師としての資質向上を図るため各学校に講師派遣を行う。
- (5) (公財)柔道整復研修試験財団の運営に協力する。
- (6) J A T A C の活動に協力する。
- (7) 県より補助金の交付を受け研修会を行う。

3. 国民の医療、保健、福祉、健康保持及び体位向上に関する事業

- (1) 国際交流少年柔道大会開催のため関係団体と調整を行う。
- (2) 第 40 回滋賀県小学生柔道大会・第 5 回滋賀県少年形競技会を主催し日整の賛助を受ける。
- (3) 第 42 回日整全国柔道大会・第 27 回日整全国少年柔道大会・第 8 回日整全国少年形競技会に参加協力する。
- (4) 第 44 回近畿ブロック柔道大会・第 3 回近畿ブロック少年柔道錬成会に参加協力する。(和歌山県主管)
- (5) 県民の健康と福祉の向上を図るため、接骨相談並びに介護予防日常生活支援総合事業（機能訓練・転倒予防教室・健康やわら体操等）の普及に努める。
- (6) 中体連・高体連主催の柔道大会に対して救護活動を行う。

- (7) 県及び各市町で開催の健康づくりイベントに参画・協力し救護トレーナー活動を行う。
- (8) 県柔道連盟主催の柔道大会に賛助し救護トレーナー活動を行う。

4. 医療保険制度の円滑な運営に関する事業

- (1) 保険審査と保険個別説明会を行う。
- (2) 県保険審査会に委員として出席し適正な審査を行う。
- (3) 本会及び地域において保険研修会を開催し保険取り扱い業務の適正な運用を推進する。
- (4) 開業5年未満の柔道整復師に対して研修会を行う。
- (5) 医師会及び関係行政並びに関係諸団体との情報交換を行う。
- (6) 保険請求事務等の適正化に向けて公開保険研修会を開催する。(年4回)
- (7) 総務部並びに保険部が主となり新規開業柔道整復師の指導助言を行う。
- (8) 県より補助金の交付を受け保険研修会を行う。

5. 会員の福祉増進と相互扶助に関する事業

- (1) 会員の福利厚生の充実を図る。
- (2) 日本柔道整復師国民年金基金の活動に協力する。
- (3) 滋賀県柔道整復師協同組合の活動に協力する。
- (4) 会員の苦情相談を行う。

6. 介護予防及び介護支援に関する事業

- (1) 高齢者の運動機能維持並びに向上に対して、柔道整復師の技術を生かすための機能訓練指導員の養成を行う。
- (2) 市町が行う介護予防日常生活支援総合事業等に積極的に参画し、介護保険制度の目的達成に協力する。

7. 災害時等における医療救護活動に関する事業

- (1) 滋賀県知事と締結の「災害時における公益社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定書」に基づき積極的に活動を行う。

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) コンピューターによる事務処理の迅速化並びに情報収集と発信を図る。
- (2) 新入会員に対して税務に関する説明を行う。
- (3) 定款並びに施行細則・諸規定等の見直しを行う。
- (4) 各府県主催の事業に参加協力する。
- (5) 非会員開業者の入会を図るよう努力する。